

マイナンバー（共通番号）制度運用開始半年の状況

[1] 番号通知、個人番号カード交付の状況

(1) 通知カードは想定を超える返戻の山、依然未配達3.7%

- ・初回配達で1割返戻（5839世帯に配達し5248万通受取り、返戻591万通）
- ・愛知県稲沢市「調査の上で居住確認かとれない方は、住民票を削除する場合があります」通知
- ・3月18日時点で未交付約218万件、全体の約3.7%（3/25高市総務大臣閣議後記者会見）
- ・保管期間は当初3/31まで→保管延長を要請（12/28総務省通知）→さらなる延長要請（3/23通知）

(2) 個人番号カード申請・交付状況

- ・総務省予算 当初1000万枚計上→補正予算1500万枚278億6千万円追加＝平27年度2500万枚に
- ・総務省2/5通知 「確定申告前に迅速な交付を」、「呼称を原則としてマイナンバーカードに」
- ・地方公共団体情報システム機構のシステム・トラブル頻発で交付が進まず
自治体窓口でカード交付処理中に一時停止や処理の遅延、ICチップが使用不能に、等
- ・4月26日現在申請数約1003万枚、自治体送付済977万、交付済約337万枚（4/28総務大臣記者会見）
640万枚が市町村に滞留する異常事態。申請後4カ月たっても交付できない自治体も
- ・総務省の取扱い基準のなし崩し変更
個人番号カードカードの窓口交付から郵送へ、申請後の転出者の扱いの変更

(4) 別人（住所・氏名と顔写真の一致しない）の個人番号カードが作成

オンライン申請で申請書IDを誤入力し他人の申請書IDと一致、家族の申請で親子の申請書IDを入れ違い

(5) 通知カードを本人確認に使用……T S U T A Y Aで1月に発覚

国の通知の周知不足「一般的な本人確認の手続において、通知カードを本人確認書類として取り扱うことは適当でない」（「通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて」平成27年8月28日）

(6) 公的個人認証方式のコンビニ交付の開始

5月19日時点で212自治体（本籍地で市外居住者への戸籍交付は奈良県生駒市で5/19開始）

(7) マイナンバーカードへの旧姓併記 重点取組事項に（男女共同参画会議5月13日）

[2] 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）のトラブル

(1) カード交付トラブルの状況

- 1) 通知カード送付時に、東京都葛飾区で約5000世帯に通知漏れが発生
- 2) J-LISの中継サーバートラブルで個人番号カードの交付が停止（2016年1月に少なくとも6回）
- 3) J-LISの管理サーバートラブルで個人番号カードの交付が3時間停止（2016年2月22日）
- 4) 個人番号カードの不具合（1月21日発送のカード約2万6千枚で電子証明書データに不具合）
- 5) 市町村の交付処理画面の展開が重く処理が遅延（1月以降現在まで報道）
- 6) 個人番号カードのICチップが使用不能になり再発行必要に（4月に各紙報道）
- 7) その他（文字置換エラーで個人番号カードの情報を読み取れなくなる 4月5日佐賀新聞報道）

(2) 4/27にJ-LISがトラブル「解消」を公表。しかしその後も遅延は続く

1) J-LISの説明

- ・1月のトラブルの根本原因を特定し対応策を講じた
- ・カード管理業務の円滑化にむけた対応策（通信が集中する時間帯に処理を控えてもらう、等）

2) 性急なマイナンバーカード普及方針と無責任体制が露呈

- ・総務省の対応（4月28日高市総務大臣閣議後記者会見）
「法的には、マイナンバーカードの交付につきましては市区町村の業務」「J-LISも地方共同法人ということでございますので、・・・私どもが何か権限を持っているものではございません。」
「(交付のスピードアップのため)各自治体に御活用いただけるようなマニュアルを整えて周知」
- ・J-LIS 場当たり的に対応しトラブルが拡大
欠陥を知らながら不完全なサーバーでも複数用意すればデータ処理を補えると判断
- ・市区町村 交付が滞っているながら、カード申請を呼びかけ続ける
※国等への要請（指定都市市長会、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会、長野県市長会）

[3] マイナンバー提示要請の状況

(1) 番号記入の取扱いについての国の説明(昨年末に相次いで公表)

- ・番号法には記載義務はない。自分で手続き困難な高齢者・障害者には記入を求めなくてもよい
- ・個別の法令で書類に「記載しなければならない」規定があるが、未記入でも罰則はない
- ・利用事務等実施者は個人番号の提供を求めることができる。提供の際には本人確認を義務づけ
- ・個人番号の記載がなくても受理し手続きをするが、記載が義務であることを説明する
- ・事業者等(個人番号関係事務実施者)は、提供拒否された場合、経過等を記録、保存するように

(2) 行政の窓口の対応

- ・いまのところ、全体的には、番号提供を求めつつ提供がなくても手続きを受け付けているようだ
- ・保育所入所申請で個人番号を示さなかったため自治体窓口で受理されなかった例（赤旗3月3日）

(3) 国税庁の説明の変化

- ・2016年3月31日公布「所得税法等の一部を改正する法律」でマイナンバーの記載が不要となった書類、引き続き記載が必要な書類の一覧を公開
- ・4月番号制度FAQ更新で、番号記入を拒否した者への対応について、マイナンバーの記載がなくても申告書等は受理するという扱いは変わらないが、その理由が「記載対象者で番号を持っていない人がいるため」から「番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮」に変更
- ・FAQ更新で従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合の対応に「今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー（個人番号）の提供を受けられなかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めさせていただきますようお願いいたします。」を追加
→来年度確定申告に向けて、改めて番号提供が求められていく

(4) 従業員等への番号提供要請の状況

- ・提供強要、カード提示強要事例
- ・マイナンバー書類の紛失事例（横浜市小学校、鳥貴族・・・）
- ・勤めていた会社の従業員だった女性宅に侵入しマイナンバーが記載された通知カードを撮影

(5) 金融機関への個人番号の提供

- ・ 取り扱いが不明確で混乱が続いている
 - 銀行（投資信託等の特定口座・非課税口座開設、国外送金、マル優や財形預金）
 - 保険（生命保険の一時金支払や損保等の満期返戻金等の支払い）
 - 証券（証券の新規口座開設）
- ・ 国税庁の対応 記入が必要な告知義務のある書類の説明・・・いないネット2/12交渉報告参照

(6) 番号記入の「トラブル」についての国の対応

1) 2/10 厚生労働省「社会保障・税の手続書類へのマイナンバーの記載について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000122575.pdf>

「事業主は、雇用契約を締結する以前（採用面接時等）にマイナンバーの提供を求めることはできません。」「マイナンバーを提供しないことを理由とする賃金不払い等の不利益な取扱いや解雇等は、労働関係法令に違反又は民事上無効となる可能性があります。」

2) 個人情報保護委員会<転ばぬ先の事例集> (3/24掲載－4/14修正)・・・認知しているトラブル

リサイクルショップで番号提示を求められた。勤務先提示の際に安全管理措置を答えず。クラウド上で行っている番号保管で漏えいしても会社は責任とれないと説明。番号提供しないと解雇する・賃金払わないと言われた。証券会社から番号提供しないと口座凍結すると言われた。

[4] マイナンバー制度利用の状況

(1) 世論や民間事業者の状況

- ・ マイナンバーカード当面申請しない67%、情報管理に不安81%（読売2016年2月23日長野）
- ・ 期待できない・不安48.7%、期待している5.4%（日本情報経済社会推進協会3月）
- ・ 企業の74.6%メリットない（前回2015年6～7月より8.7増加）（商工リサーチ2月）
- ・ 都内中小企業65%未対応（都信用金庫協会 日経1/22）

(2) 保険証とマイナンバーカードの一本化と、医療情報連携

- ・ 2015.12.10医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書
- ・ 個人番号カードを使ったオンライン資格確認→平成30年度段階的導入、平成32年本格運用
「オンライン資格確認の仕組みは・・・個人番号カードの公的個人認証を活用した仕組みを基本とすることが合理的」「ただし、・・・個人番号カードを持たない患者にも円滑な情報連携を確保する必要があるため、・・・個人番号カードが普及するまでの間の過渡的な対応（「資格確認番号（仮称）」（保険者を異動しても変わらない番号）を被保険者証に記載など）も検討」
- ・ 医療等分野の「地域医療連携用ID」をオンライン資格確認と一体的に管理・運営
支払基金・国保中央会が共同で資格確認サービスを運営（H27国民健康保険法等改正済）
マイナンバーを使わず、公的個人認証で情報提供ネットワークシステムと接続

(3) 奨学金を所得連動返還型にするためマイナンバーで所得把握

「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設に関する第一次まとめ」（3/31有識者会議）

(4) 厚生年金未加入事業所探しに法人番号活用

4月から法人番号で所得税を納め社会保険料未納の約79万事業所をあぶり出し、強制的加入も

(5) 自治体の独自利用事務

独自利用事務の情報連携に向けた条例制定（2/22個人情報保護委員会通知）－7月末までに制定

(6) 個人番号カードのポイントカード利用等検討

- ・2/12～総務省「マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会」
公的個人認証とICチップ空き領域を利用しマイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービス呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤
- ・マイキーくん＝総務省職員が「忠犬」をイメージしデザイン（産経2016.3.4）



[5] 今後の動向と課題

(1) 情報提供ネットワークシステムとマイナポータル稼働

- ・公表されている予定
2017(平29)年1月より情報提供ネットワークシステム、マイナポータル運用開始
自治体との情報連携、ハローワークシステムは2017(平29)年7月から
日本年金機構＝利用停止2017/5/31まで、情報連携の停止2017/11/30までで、政令で定める日
 - ・番号法の規定は、施行(2013年5月31日)後4年以内－施行日を定める政令は未
 - ・マイナポータルの利用
3/14～IT総合戦略本部 マイナンバー等分科会 子育てワンストップ検討タスクフォース
- ※国の情報連携は2017年7月以降に延期へ、の報道（ITpro 2016/05/10）

(2) 法改正

- ・戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務等……2019(平31)年通常国会
- ・医療分野の番号利用……2018(平30)年より段階的運用開始

(3) 「骨太の方針」(経済財政運営と改革の基本方針2016(素案) 平成28年5月18日)

第2章 成長と分配の好循環の実現

「マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討」
「マイナンバーカードや電子私書箱の利活用による、子育て支援や電子調達等に係る手続きのワンストップ化を促進する制度整備等に取り組む」

第3章 経済・財政一体改革の推進

「コンビニ交付や子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向け、関係省庁が連携して検討を進める。」
「マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備するとともに、税・社会保険料徴収の適正化を進める。」

(4) 2020年をターゲット・イヤーとした利用拡大

- ・2020年オリンピックのテロ対策から監視社会の強化へ（顔認証等）
- ・2020年に世界最高水準のIT利活用社会の実現「世界最先端IT国家創造宣言」
- ・団塊の世代が後期高齢者になる前(2020年)に受益と負担の均衡がとれた制度を構築
- ・医療分野「2020年までを集中取組期間」（2015年5月29日産業競争力会議安倍総理発言）